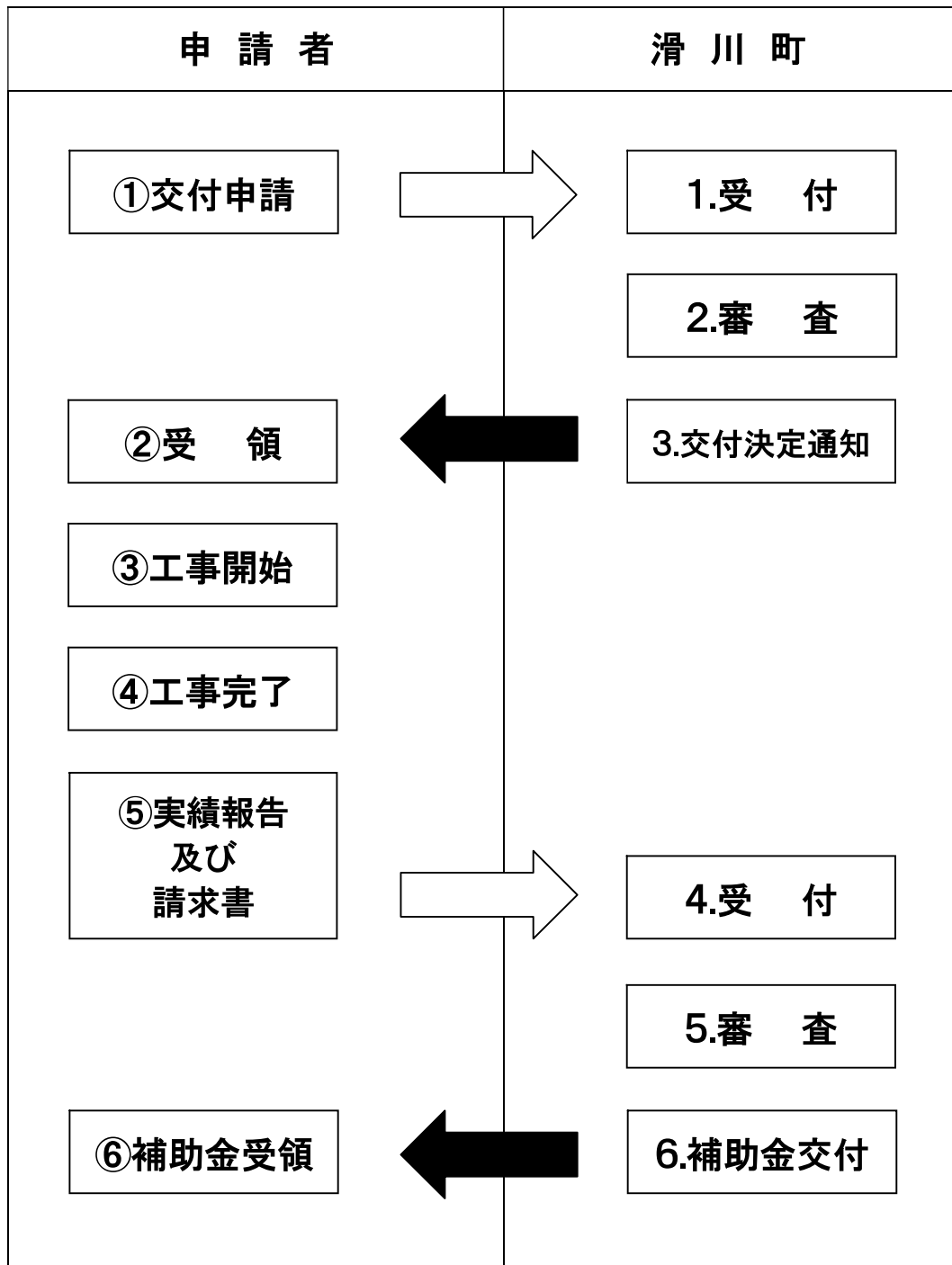


補助金交付手続きの流れ



補助対象（下記項目全てに該当する）

- 1. 滑川町に住民登録をし、自ら居住する町内の住宅（一つの建築物を複数の用途に使用する場合は、当該建築物の延べ面積の50%以上を住宅の用途に供するものに限る。）に、電力を供給する目的で1キロワット以上10キロワット未満の発電システムを設置する方
※新築の場合、実績報告書提出までに滑川町に住民登録が可能な方
- 2. 町税を滞納していない方
※注意：町税とは、「町民税」「固定資産税」「軽自動車税」「国民健康保険税」
- 3. 1住宅につき1回限りで、増設は不可
- 4. 発電システムは未使用品であり、今年度4月1日以降に設置するものであること
- 5. 当該年度の3月10日までに設置し、電力会社との系統連結に伴う電力供給契約が完了し、請求書及び実績報告書の提出が可能な方
- 6. 余剰電力を、電力会社に売電できるように電線に連結をしていること。
- 7. 電力会社と電灯契約を締結していること。
- 8. 住宅の屋根等への設置に適しているものであること。
※屋根等とは、**建材一体型及び付属屋**を含む
- 9. 工事着工前の申請であること。

交付申請

- 1. 交付申請書（様式第1号）
- 2. 設置に係る経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は見積書の写し
- 3. 発電システム付き住宅を購入する場合は住宅の売買に係る仮契約書等の写し
- 4. 発電システムの最大出力が確認できる書類の写し（ただし、前2項の書類の写しで確認できる場合は不要です。）
- 5. 新築住宅の場合は建築確認済証の写し
- 6. 設置場所を示した地図（縮尺1, 500分の1程度）
- 7. 仕様書または規格が分かるカタログ等の写し

- 8.支払金口座振替依頼書（ただし、すでに債権者として登録済みの方は、不要となります）
- 9.その他町長が必要と認める書類（**発電システム設置前の全景、屋根上又は、建設予定地**）

補助金の内容を変更するときは、

- 変更承認申請書（様式第3号）

システムの設置を中止しようとするときは、

- 中止届出書（様式第4号）

設置が完了したら（請求書・実績報告書）

完了した日から起算して**30日以内**又は、**3月10日**のいずれか早い日までに提出ください。

- 1. 交付請求書（様式第5号）
- 2. 実績報告書（様式第6号）
- 3.発電システムの設置に要した経費に係る**領収書**及び**内訳書**の写し
- 4.電力会社との受給契約内容が確認できる書類（**特定契約のご案内等**）の写し
- 5.その他町長が必要と認める書類（**発電システム設置後の全景、屋根上、パワコンの写真**）

注意 期限内に提出されなかったときは、交付決定で得られた権利を取り消すことがあります。